

財務省告示第百五十一号
 国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
 省令第三十号）第五十条第十項の規定に基づき、平
 成十七年三月二十五日に発行した利付国債の発行
 条件等を次のとおり告示する。

平成十七年四月八日

財務大臣 谷垣 禎一

一 名称及び記号 利付国庫債券（二十年）（第七十

五回）

二 発行の根拠 財政法（昭和二十二年法律第三

の法律及びそ

の法律及びそ

十六年度における財政運営のた

めの公債の発行の特例等に関する

法律（平成十六年法律第二十

二号）第二十条第一項並びに国債

整理基金特別会計法（明治三十

九年法律第六号）第五条第一項

及び第五条ノ二

社債等の振替に関する法律（平

成十三年法律第七十五号）以下

「振替法」という。この規定の適

用を受けるものとし、その振替

機関は日本銀行とする。

価格を競争に付して行われる入

札（以下「価格競争入札」とい

う。）による発行（以下「価格競

争入札発行」という。）及び価格

競争入札の募入の決定をした後

に行われる入札であつて財務大

臣が各国債市場特別参加者ごと

に「応募限度額を定めるもの（以

下「国債市場特別参加者」第

非価格競争入札」という。）によ

る発行（以下「国債市場特別参

加者」第非価格競争入札発行」

三 振替法の適

四 発行方法

十	十																	七
三	二																	イ
						口												払
																		込
																		金
																		額
の	経	利	行	争	非	者	特	国	入	価	発							行
払	過																	
込	利																	
み	子	率																

(一) 年

平 す 額 の 振 五 六
 成 る の 記 替 万 千
 十 ° 載 又 の 法 円 二
 七 数 倍 は 規 定 に よ る 振 替 口 座
 年 の 金 録 は ` 最 低 額 の 面 金 簿
 三 月 二 十 五 日
 以 額 平
 上 面 成
 の 金 額
 そ れ 百 円
 ぞ れ に つ き 百 円
 の 応 募 価 格
 十 十 十 十
 銭 額 面 額
 百 円 百 円
 五 十 十 十
 十 二 十 十 十

行 受 競 市 む 十 式 は 二
 分 け 争 場 も 号 に ` 募 ` 一
 と た 入 特 の に よ 払 入 決 一
 国 者 札 別 と 規 り 込 金 定 パ
 債 は の 参 加 す 算 す 出 額 の セ
 市 ` 募 入 者 ° た 期 た 金 え ` 受
 場 価 決 定 の 非 ` 国 い 第 の た
 特 格 決 定 の 通 非 ` 国 い 第 の た
 別 競 争 入 通 非 ` 国 い 第 の た
 参 入 札 知 価 格 債 込 二 算 者
 加 者 者 者 者 者 者 者 者 者 者 者 者
 者 者 者 者 者 者 者 者 者 者 者 者

第 非価格競争入札発行分とを分けて算出するものとす

$$\frac{\text{票面金額} \times 2.1 \times 5}{100 \times 365}$$

(二) 発行時において、その利子に係る所得税が源泉徴収されるものとして振替口座簿中の口座について、前記(一)の算式により算出した金額から当該金額に百分の二十を乗じた金額(ただし、当該国債を発行時において取得する者が非居住者又は外国人である場合)は、前記(一)の算式により算出した金額に当該非居住者又は外国人が適用を受ける所得税の税率を乗じた金額を控除することができる。

十四 初期利子

平成十七年九月二十日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う(以下、次号及び第十六号において規定する期日について同じ。)

$$\frac{\text{額面金額} \times 2.1 \times 1}{100 \times 2}$$

十五 第二期以後の利子

毎年三月二十日及び九月二十日を支払期とし、各支払期において、利子を支払う。

十六 償還金
十七 償還金
十八 元利支

平成三十七年三月二十日額面金額百円につき百円日本銀行

二 十
十 九

払 者 入 払
込 札 場
期 参 所
日 加

平 財
成 務
十 大
七 臣
年 か
三 ら
月 通
二 知
十 を
五 受
日 け
た
者